

適格請求書等保存方式（インボイス制度）のご案内

2023年9月22日

1. 適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）の概要

インボイス制度について

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

インボイス制度の基本的な内容を確認したい場合は、国税庁HPをご参照ください。

[インボイス制度の概要 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

2. 登録番号等のお知らせ

適格請求書発行事業者登録番号等をお知らせいたします。

<登録番号>

T9180001068028

国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトで確認ができます。

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

<氏名又は名称>

愛知高速交通株式会社

<登録年月日>

令和5年10月1日

<本店又は主たる事務所の所在地>

愛知県長久手市茨ヶ廻間 1533 番地 736

3. リニモでのご対応

インボイス対応の領収書等は駅窓口にて発行いたしますので、必要なお客様はお申しつけください。

【購入時】

定期券等を30,000円（税込）以上ご購入された場合、インボイス対応の領収書（簡易インボイス）を次のとおり発行いたします。

発行場所（時間）

- ・藤が丘駅 (5:30～23:30)
- ・愛・地球博記念公園駅 (8:00～18:30) ※年末年始等を除く
- ・八草駅 (6:00～23:30)

【払戻時】

定期券を30,000円(税込)以上払戻しされる場合は、インボイス対応の払戻証明書(適格返還請求書(以下、返還インボイス))を次のとおり発行いたします。

発行場所（時間）

- ・藤が丘駅 (5:30～23:30)
- ・八草駅 (6:00～23:30)

【その他】

原則、領収書(インボイス非対応)と引き換えに、インボイス対応の領収書を発行いたしません。

無人駅で購入された方は改札前の券売機付近のインターホンを押して、係員とお話ください。最寄りの当該有人駅までご案内いたします。※時間外の場合は対応いたしかねます。

公共交通機関特例(国税庁Q&Aを一部加工)

(公共交通機関特例の対象)

インボイスの交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます(新消令70の9②一)。

③ 鉄道・軌道による旅客の運送 ・ 鉄道：第一種鉄道事業(鉄道事業法2②)、第二種鉄道事業(同法2③)として行う旅客の運送 ・ 軌道(モノレール等)：軌道法第3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

インボイスの交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です(新消令70の9②一)。

この3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します(インボイス通達3-9)。

したがって、1商品(切符1枚)ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

【具体例】 東京-大阪間の鉄道運賃が13,000円と仮定して、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定することとなります。

【領収書】

領 収 書

リニモ
ご利用者様

② 日付：2023年10月01日

No. 2023131030054

① 登録番号：T9180001068028
愛知高速交通株式会社
T480-1342
愛知県長久手市茨ヶ崎1553番地736
TEL：0561-61-4781
FAX：0561-61-6221

印紙

領収金額 (①-②) 88,750 円 (税込)

③

◆ 明 細	数量	単位	単価 (税込)	税率	金額 (税込)
定期券代	1	件	88,250	10%	88,250
ICカードデポジット代	1	件	500	対象外	500

【税率別内訳】			金額 (税込) 計 ①	
税率	金額 (税込)	消費税額	金額 (税込)	消費税
10%	88,250	8,022	88,750	8,022
軽減8%				
対象外	500			
非課税				
			金額 (税抜)	80,728

④

⑤

◆ 値引き等 (返還) 明細	数量	単位	単価 (税込)	税率	金額 (税込)

【税率別内訳】			金額 (税込) 計 ②	
税率	金額 (税込)	消費税額	金額 (税込)	消費税
10%			0	0
軽減8%				
対象外				
非課税				
			金額 (税抜)	0

備 考

・税率の列の「軽減8%」は軽減税率対象です。

印紙
貼付欄

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを発行することができます。

簡易インボイスに記載が必要な事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

返品や値引きなど、売上に係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを発行します。

返還インボイスに記載が必要な事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の額（税抜き又は税込み）
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

以上